

対象経費

(活動の実施に要する費用)

区 分	経 費	上 限
①賃金	常勤職員の賃金、アルバイト賃金	助成対象経費区分「①賃金」が助成金要望額の40%以内(戦略プロジェクトは50%以内)
	口案件代理人のアルバイト賃金	年間：36万円以内
②謝金	謝金（※当該団体の有給の役職員への謝金は助成対象外）	
	講師・専門家等への謝金	20,000円／日
	原稿執筆謝金	2,400円／1ページ（400字詰め原稿用紙）
③旅費	交通費：航空運賃（エコノミークラス）、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料、ガソリン代、車両借料等	
	宿泊費 (食費・手当は対象外)	各都道府県（海外の場合は国）によって上限額が異なりますので、詳細は募集案内をご確認ください
	その他：高速道路代、ビザ・パスポート発給費、旅行保険等	
④物品・資材購入費	機材購入費・資材購入費・書籍購入費 報告書作成に要する文献、植樹活動に係る苗や肥料等（④の合計は要望額の50%まで）	
⑤借損料・役務費	借損料	
	会場費（飲食に係る経費は対象外）	国内：200,000円／日 海外： 50,000円／日
	機材借料	
	役務費	
	通訳料	同時通訳：80,000円／人日 逐次通訳：45,500円／人日
	翻訳料	日 本 語 訳：5,000円／頁 その他語訳：8,000円／頁
	印刷費	
	外部委託費（要望額の50%以内）	
	調査等業務委託費	
	建築物の工事費	
	設備等の設営費	
⑥事務管理費	管理費（事務用品費・通信費・郵送費・手数料）	(①～⑤の合計額の10%以内)
活動基盤強化費	助成終了後も活動の規模や成果が拡大し、助成事業が継続し、団体が成長できるための活動の基盤を強化するための経費	要望額の1割上限（活用は任意）

(※)「上限」とは、助成金として申請できる上限を指します。

(※)常勤・非常勤の定義について
常勤：要望団体と雇用関係にあり、週4日ないし月15日以上の出勤で、週32時間以上勤務している者。非常勤：常勤の定義にあたらない者。

地球環境基金とは

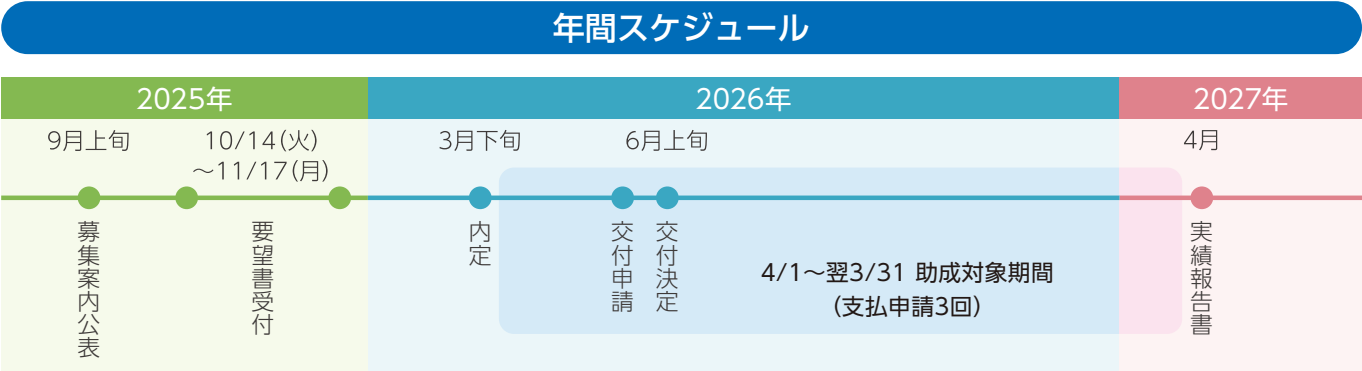
地球環境基金では、民間団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動に対して毎年助成を行っています。

助成の資金は、国からの出資と民間企業や一般の方々からの寄付金で基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金で成り立っています。

また、地球環境基金は、有識者による委員会の助言を得て運営されています。

詳細は以下のHPやSNSよりご確認ください





- 提出書類
- 1) 助成金交付要望書

2) 添付資料

①団体の定款又は規約

②理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿

③過去3年間の団体の収支(2023年度・2024年度決算書、2025年度予算書)

④その他活動実績、活動概要を示す資料

⑤海外団体の場合、「事務委任状」及び「代理人の資格に関する書類」

⑥活動基盤強化支援プログラム応募書(※)
- ※活動基盤強化支援プログラム応募団体のみ

要望書提出方法

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」にて受け付けます。

<https://jfge.erca.go.jp>

受付期間 2025年10月14日(火)正午～2025年11月17日(月)13:00

- ・郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- ・必須項目の未入力など、入力内容やアップロードファイルに不備がある場合は提出完了いたしません(システム上「エラー」表示となります)。また、受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出までに時間がかかる可能性があります。提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心掛けてください。
- ・書類に不備がある場合、審査の対象とならない場合があります。



地球環境基金助成金募集のご案内

～地域とつながる礎を築く～

応募期間

2025年10月14日(火)正午～
2025年11月17日(月)13:00締切

助成対象期間

2026年4月1日(水)
～2027年3月31日(水)





地球環境基金 助成金概要

※詳細は2026年度助成金募集案内をご確認ください。

対象となる団体

- 特定非営利活動法人
- 一般社団法人*、一般財団法人*、公益社団法人、公益財団法人

※法人税法上の非営利型法人の要件を満たす場合のみ

- 任意団体（ただし次の条件を全て満たす非営利の団体に限る）

1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織及び自ら経理することができる会計組織を有していること。
3. 理事2名以上及び監事1名以上設置されていること。（口案件は除く）
4. 役員会や監事の設置など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること（口案件は除く）
5. 理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること（口案件は除く）
6. 活動の本拠としての事務所を有していること。

※企業・地方公共団体は対象外です。

活動区分

イ案件：国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：国内民間団体による日本国内の環境保全のための活動

※開発途上地域の定義はDACによる援助受取国・地域リストに明記されている地域とします。

助成金説明会・個別相談会

2026年度より、常勤人件費や活動基盤強化費の助成が全メニューに導入されます。その狙いや対象経費の詳細に関するポイントを解説します。また、申請書作成時の注意点やロジックモデルの考え方など、審査での課題を踏まえた情報提供も行います。全3回、すべてオンライン開催で事前申込みは不要です。奮ってご参加ください。

助成金説明会

第1回

- 日 時：9月19日（金）13：30～16：00
- テーマ：新たな助成メニューと対象経費の拡充について～戦略プロジェクト助成団体の事例より～

第2回

- 日 時：10月4日（土）13：30～16：00
- テーマ：助成活動を始める前の組織体制の準備について～助成金の改定ポイントを中心に～

第3回

- 日 時：10月16日（木）18：00～20：30
- テーマ：助成金要望書の書き方について～ロジックモデルを意識し、活動の戦略を立てる～

個別相談会

上記の助成金説明会とは別に、1団体当たり15分のオンライン個別相談会を実施します。

要望書提出に当たってご不明な点がございましたら、ぜひご利用ください。

詳細は右の2次元コードまたは下記URLからご確認ください。

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/schedule/index.html>





助成メニューの紹介

	通常助成		戦略プロジェクト		LOVE BLUE助成 (企業連携プロジェクト)
	基礎型 (旧はじめる助成)	発展型 (旧つづける助成、旧ひろげる助成)	政策課題協働型(実行団体)	地域協働型	
概 要	団体の創意工夫のもと、新たな環境保全活動に挑戦しようとするものを支援	団体の環境保全活動を定着させ、組織の成長と社会課題解決を目指していくものを支援	政策課題について、代表団体と連携して取り組むものを支援	環境問題を含む複合的な地域の課題への取組を通じて持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組づくりへの支援	(一社)日本釣用品工業会からの寄付を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業連携プロジェクト
助成期間	1年間	最大3年間 (通常助成（発展型）を連続して6年間受けた団体は、助成終了後2年間は新規助成メニューに要望することができません。 ただし、戦略プロジェクトへの応募は可能です。)	最大4年間	最大5年間 (「フィージビリティ・スタディ～実践～自走」といったステージゲート方式を採用)	1年間
助成対象活動	●新規性のある環境保全活動 ●活動の準備・基盤作りを行う活動 等	●多様な主体との連携・協働を通じて、環境保全活動が発展するための仕組づくり等に取り組む活動 ●調査や普及啓発など既存の環境保全活動をベースに、将来の社会的インパクトの創出に寄与する活動 ●国際会議を機に国内での取組の促進を行う活動 等	●2025年度戦略プロジェクト（政策課題協働型・代表団体）に採択された団体と連携して行う活動	●地域の社会課題の解決、持続可能な地域づくりのための地域の担い手づくり、仕組づくりのための活動	●清掃活動など、水辺の環境保全活動
助成対象団体 ※活動実績および団体設立年数は2026年4月1日時点での年数とします。	●助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること		●助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること		●助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
要望可能額 (※)	50万円～200万円 (イ・ロ・ハ案件)	200万円～800万円 (イ・ロ・ハ案件)	200万円～800万円 (ハ案件)	800万円～1,200万円 (1年目は200万円～800万円) (ハ案件)	継続分を含む寄付総額の範囲内 ※2025年度1,390万円 (交付決定額) (ハ案件)

※要望可能額は応募時に要望団体が提出する要望金額のため、内定額や内定後の交付決定額が要望可能額の下限を下回る可能性があります。

2026年募集内容トピック

変更点 ① 応募団体要件の変更

- 一般社団法人及び一般財団法人は、法人税法上の非営利型法人の要件を満たしている必要があります。
なお、応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、2026年5月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行していることが交付決定の条件となります。
- 任意団体について、「理事2名以上及び監事1名以上設置されていること」「役員会や監事の設置など意思決定を行うための組織について、定款等に定めていること」「理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること」（いずれも口案件は除く）を新たな要件として追加しました。
なお、応募時に要件を満たしていない場合は、経過措置として、2026年5月に予定している交付申請書の提出までに要件を満たしていることが交付決定の条件になります。

変更点 ② 助成対象経費及び要望可能額の拡大

- 常勤人件費及び活動基盤強化費が、2026年度から全助成メニューに適用されます。
- 「国家公務員等の旅費制度」の改正に伴い、宿泊費の上限額が変更されます。

変更点 ③ 活動基盤強化支援プログラムの開始

- 地球環境基金の振興事業（研修の実施）と助成事業（伴走支援費）の両輪で、助成団体の活動基盤強化を3年間にわたって支援するプログラムです。
対象となる助成先団体には、年間3回（3年間で合計9回）の「活動基盤強化研修」の受講と合わせ、外部組織による伴走支援を受けていただきます。